

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	造成等	造成等の工事 有 無
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無
	屋根	屋根の工事 有 無
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無
	その他 ()	その他の工事 有 無

届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)
 この欄に書ききれない場合は、別紙に必要事項(特定建設資材廃棄物の種類、施設の名称及び所在地)
 を記載し、この書面とともに契約書に添付してください。

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額: 直接工事費)

円(税抜)